

適正取引推進講習会

入場
無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの企業は大丈夫？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！
責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

【講座 ①】下請代金支払遅延等防止法「基礎」

【講座 ②】今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！

第1回 2016年1月13日(金)

- 会場／松本信用金庫 別館4階研修室(松本丸の内1番1号)
- 時間／14:00～17:10 (開場:13:30)
- 講師 本件専門の弁護士※現在調整中
- 主催: 中小企業庁(適正取引推進講習会事務局)

<http://www.tekitori.org>



松本信用金庫 業務部 あて

FAX 0263-36-7436

●申込方法

受講ご希望の方は、「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXください。※希望の講座を選択ください。各講座とも先着20名様を定員とさせていただきます。お早目にお申込みください。

申込締切日 平成29年1月6日(金)

適正取引推進講習会受講申込書

開催日	平成29年1月13日(金)	
タイムスケジュール	内 容	受講希望 (○印)
① 14:00~15:30	下請代金法(基礎)	
② 15:40~17:10	消費税転嫁対策特別措置法	
会社名	ふりがな	
受講者	ふりがな	
部署・役職		
住所	〒 ー	
電話番号	() ー	
FAX	() ー	
E-mail	@	

～ありがとうございました～



■会場

松本信用金庫 6階
(長野県松本市丸の内1-1)
※お車でのお越しの方は、近隣の駐車場をご利用ください。

■お問合せ先

松本信用金庫業務部
(〒390-0873
長野県松本市丸の内1-1)
TEL:0263-35-0008(担当者:木村)
FAX:0263-36-7436

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。